

議案第 130 号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額譲渡したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐藤 善仁

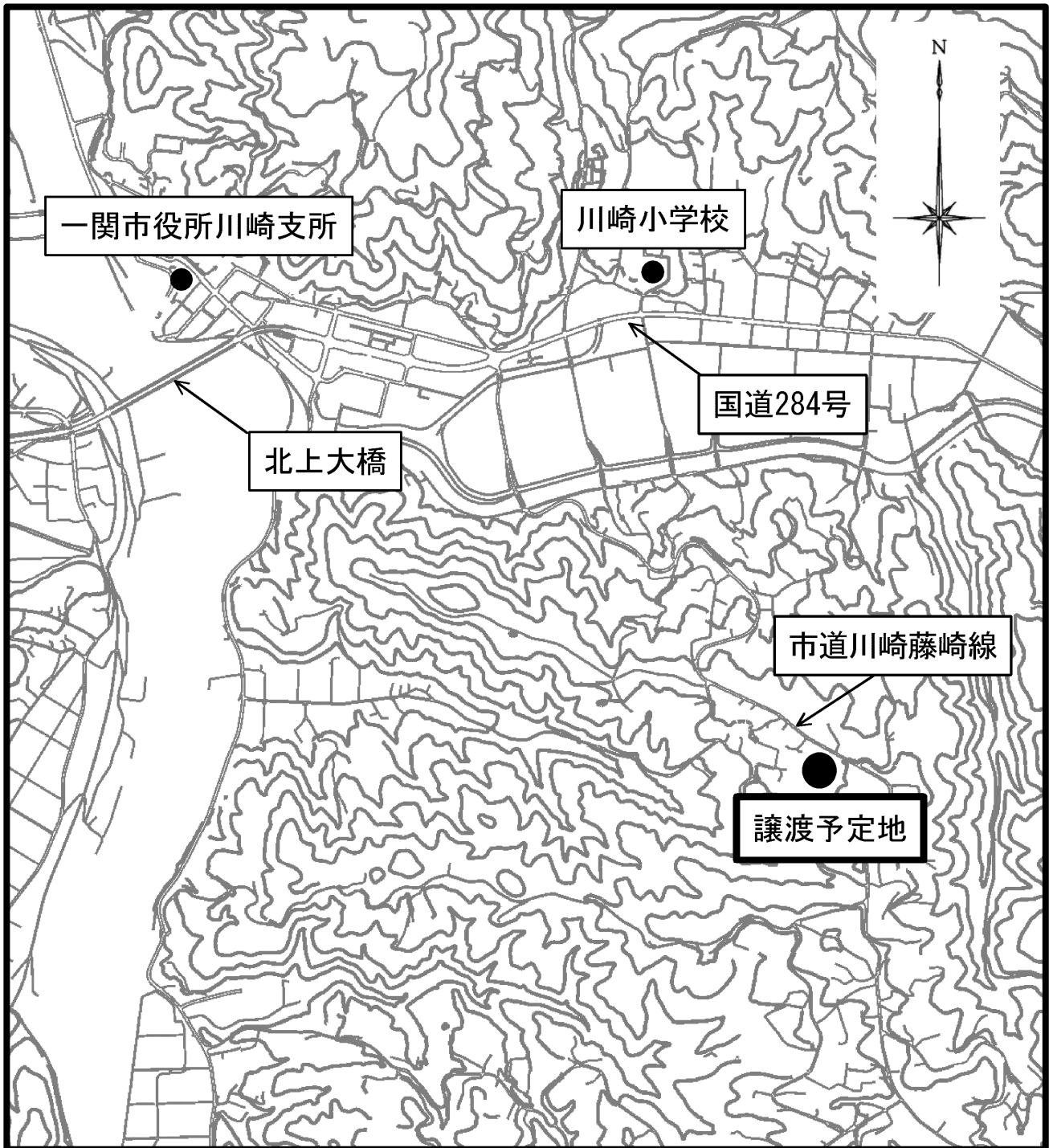
- 1 譲渡の目的 工業用の用地
- 2 譲渡の相手方 神奈川県川崎市宮前区宮崎 146 番地 1
株式会社伸原工業所
代表取締役社長 原 貴 則

3 土地の所在、種別及び数量

所 在	地 目	面積 (㎡)
一関市川崎町薄衣字大久保 95 番 1	宅 地	17,496.05
一関市川崎町薄衣字折坂 7 番 4	宅 地	2,161.00
計		19,657.05

- 4 譲渡価格 42,479,362 円（時価 42,664,666 円）

位 置 図



所 在 図



凡 例	
譲渡予定地	
譲渡予定地 (平場部分)	

議案第131号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

一関市花泉町

及 川 弘 人

令和3年12月7日提出

一関市長 佐藤善仁

議案第131号 参考資料

経 歴 書

氏 名 おいかわ ひろと
及 川 弘 人
生年月日 (68歳)
住 所 一関市花泉町

学 歴

職 歴 等

議案第 132 号

黄海コミュニティグラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
黄海コミュニティグラウンド
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1
黄海地区住民自治協議会
会長 吉 田 浩 和
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第132号 参考資料No.1

指定管理者指定の総括表

議案 番号	指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間		新規 ・更新	指定管理の状況			
			期間	年数		導 入 年月日	現在の 指定管理者	現在の指定期間	令和3年度 指定管理料
132	黄海コミュニティグラウンド	黄海地区住民自治協議会	R4.4.1 ~ R7.3.31	3年	新規	—	—	—	—
133	一関市巖美市民センター	巖し美しの里協議会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	新規	—	—	—	—
	一関自然休養村管理センター								
134	一関市巖美市民センター山谷分館		R4.4.1 ~ R7.3.31	3年※	新規	—	—	—	—
	一関市巖美市民センター達古袋分館								
135	一関市曾慶市民センター	結いネット そげい	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	新規	—	—	—	—
	大東曾慶地区センター								
	一関市曾慶市民センター曾慶体育館								
136	一関市一関市民センター	一関地区まちづくり推進協議会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	15,014,000円
137	一関市関が丘市民センター	関が丘まちづくり協議会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	13,539,000円
	関が丘コミュニティセンター								
138	一関市山目市民センター	山目地区まちづくり協議会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	32,436,000円
	一関市山目市民センター赤荻分館								
	一関学習交流館								
	一関市山目市民センター笹谷分館								

139	一関市中里市民センター	中里まちづくり協議会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	18,624,000円
140	一関市滝沢市民センター	滝沢地域振興協議会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	12,846,000円
141	一関市真柴市民センター	真柴まちづくり協議会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	13,704,000円
	真柴コミュニティセンター								
142	一関市萩荘市民センター	萩荘地区まちづくり協議会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	19,258,000円
143	一関市萩荘市民センター市野々分館		R4.4.1 ~ R7.3.31	3年※	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	
144	一関市小梨市民センター	小梨自治振興協議会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	18,555,000円
145	一関市小梨市民センター清田分館	小梨自治振興協議会	R4.4.1 ~ R7.3.31	3年※	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	
146	千厩みなみ交流センター	小梨自治振興協議会	R4.4.1 ~ R7.3.31	3年※	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	2,196,000円
147	黄金山キャンプ場	小梨自治振興協議会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	410,000円
148	一関市室根市民センター	室根まちづくり協議会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	更新	H29.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	24,198,000円
	室根ふるさとセンター								
	一関市室根市民センター津谷川体育館								
149	滝沢児童クラブ	滝沢児童クラブ運営委員会	R4.4.1 ~ R9.3.31	5年	更新	H31.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R4.3.31	12,498,000円
150	一関農村女性の家	一関生活研究グループ連絡協議会	R4.4.1 ~ R7.3.31	3年※	更新	H31.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R4.3.31	1,406,000円
151	川崎農村研修センター	農事組合法人門崎ファーム	R4.4.1 ~ R7.3.31	3年※	更新	H26.4.1	左記団体に同じ	H29.4.1 ~ R4.3.31	468,000円

※ 「指定の期間」の欄の「年数」の欄中に※を付した施設は、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針（令和3年9月22日決定）で保有縮減に分類している施設である。

施設保有の見直しは、市民との共通認識を図りながら取り組んでいくことが必要であり、取組にあたって3年程度は必要と見込んでいることから、保有縮減に分類している施設の指定期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とするものである。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

黄海コミュニティグラウンド

イ 所在地

一関市藤沢町黄海字天堤 11 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 13,790.00 m²

延べ面積 54.74 m² (管理棟)

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

黄海地区住民自治協議会

(2) 代表者名

会長 吉田 浩和

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1

(4) 設立年月日

平成 28 年 6 月 26 日

(5) 設立目的

住民の意思と責任で持続的な地域づくりを進め、明るく住みよい地域づくりに寄与するとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「人と人が結び合い、絆あふれる黄海」の実現を目的とする。

(6) 事業概要

ア 黄海地域づくり計画の推進

イ 地域づくりを推進するための人づくり、組織づくり、環境づくり

ウ その他、目的を達成するために必要な事業

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

877,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 3 年 4 月 30 日現在）

694 世帯、12 団体

構成団体等

第 12 区自治会、第 13 区自治会、第 14 区自治会、七日町自治会、二日町自治会、第 17 区自治会、第 18 区自治会、第 19 区自治会、小日形自治会、曲田自治会、中山自治会、深萱自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和2年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
繰越金	534,499	
負担金	46,000	
補助金	300,000	水位標設置補助金
交付金	36,000	藤沢町体育協会
雑収入	7,765	コピー使用料、貯金利息等
計	924,264	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
会議費	3,600	会議用お茶代
事務費	22,093	広報印刷費、はがき代、プリンターインク代
旅費	0	
敬老会	0	
事業費	419,175	水位標設置事業、慰霊祭開催事業、花いっぱいコンクール、避難所運営研修事業、軽トラ市開催事業、スポーツ大会開催事業、治水対策請願事業、河川清掃事業
予備費	0	
計	444,868	

収入支出差引額 479,396円

3 選定理由

黄海コミュニティグラウンドの指定管理候補者として、次の理由により、黄海地区住民自治協議会を選定した。

当該団体は、住民の意思と責任で持続的な地域づくりを進め、明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的として設立された団体である。

当該施設は、利用者が地域住民にほぼ限定されており、地域団体が管理することで、地域住民の利用がより促進されることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該団体が初めて施設を管理するものであること及び施設運営のノウハウが蓄積され、経営が安定してくる時期に見直しが必要と考えられることから、令和6年度までの3年間とする。

議案第 133 号

一関市巖美市民センター及び一関自然休養村管理センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市巖美市民センター

一関自然休養村管理センター

2 指定管理者となる団体

一関市巖美町字沖野々 116 番地 6

巖し美しの里協議会

会長 小 岩 次 男

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
一関市巖美市民センター	一関市巖美町字沖野々116 番地 6	敷地面積 6,016.11 m ²
一関自然休養村管理センター		延べ面積 1,165.10 m ²
一関市巖美市民センター山谷分館	一関市巖美町字入道 200 番地	敷地面積 14,755.00 m ² 延べ面積 1,277.69 m ²
一関市巖美市民センター達古袋分館	一関市萩荘字八幡 153 番地 1	敷地面積 14,032.00 m ² 延べ面積 862.85 m ²

備考 一関市巖美市民センターと一関自然休養村管理センターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市巖美市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
一関自然休養村管理センター	観光農林漁業の振興を図るとともに、市民に対し、自然環境の中で憩いと安らぎの場を提供するため。
一関市巖美市民センター山谷分館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
一関市巖美市民センター達古袋分館	

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

いづく うつく
巖し美しの里協議会

(2) 代表者名

会長 小 岩 次 男

(3) 事務所の所在地

一関市巖美町字沖野々116 番地 6

(4) 設立年月日

平成 28 年 4 月 20 日

(5) 設立目的

巖美町、霜後及び達古袋地区内の住民が主体となり、行政機関や地区内の各種団体と連携を図りながら、地域の生活がより一層活発化し、地域の住民が生きがいをもって、明るい地域づくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア 住民が主体となった地域づくり計画の策定とその実現に関する事。
- イ 地域振興、保健、福祉、環境衛生の向上に関する事。
- ウ 教育、文化の向上と生涯学習、スポーツの振興に関する事。
- エ 防犯・防災・交通安全活動など安心、安全なまちづくりの推進に関する事。
- オ 行政機関及び地区内の各種団体との連携、調整に関する事。
- カ その他協議会の目的達成に必要と認められる事。

(7) 団体の会計予算（令和3年4月1日現在）

5,552,000円

(8) 団体に属する世帯数（令和3年4月1日現在）

1,343世帯、23行政区、21団体

構成団体等

厳美1区、厳美2区、厳美3区、厳美4区、厳美5区、厳美6区、厳美7区、厳美8区、厳美9区、厳美10区、厳美11区、厳美12区、厳美13区、厳美14区、厳美15区、厳美16区、厳美17区、厳美18区、霜後区、達古袋1区、達古袋2区、達古袋3区、達古袋4区、厳美地区民生児童委員協議会、保健推進委員、農政推進員、厳美幼稚園PTA、厳美小学校PTA、厳美中学校PTA、一関地域防犯協会厳美支部、厳美地区体育協会、一関地区交通安全協会厳美分会、一関市消防団第4分団、一関市消防団一関第5分団第5部、一関婦人消防協力隊第5分隊、厳美地区福祉活動推進協議会、厳美地区老人クラブ連絡協議会、厳美をきれいにする会、道の駅厳美溪、一関温泉郷協議会、骨寺村ガイドンス運営協議会、達古袋農業教育協会、山谷地域振興協議会、一関生活改善センター運営委員会

(9) 役員

会長1人、副会長2人、監事2人、理事13人

(10) 団体の財務状況

令和2年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
会費	214,600	
補助金	3,798,214	一関市地域協働体活動費補助金
繰越金	1,780,049	
その他収入	9	貯金利息
計	5,792,872	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	2,238,214	職員給与
会議費	4,004	会議用お茶代
事業費	801,695	むかさり（中止）、小正月、ひかりの森等
事務費	294,218	ひかりネット使用料、郵券、消耗品等
備品費	169,428	レク用品、消毒液噴霧器
操出金	780,000	積立金特別会計（記念事業用）
計	4,287,559	

収入支出差引額 1,505,313円

3 選定理由

一関市厳美市民センター、一関自然休養村管理センター、一関市厳美市民センター山谷分館及び一関市厳美市民センター達古袋分館の指定管理候補者として、次の理由により、厳し美しの里協議会を選定した。

当該団体は、住民が主体となり、行政機関や地区内の各種団体と連携を図りながら、地域の生活がより一層活発化し、地域の住民が生きがいをもって、明るい地域づくりを推進することを目的として設立された厳美地区の地域協働体である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成 28 年 9 月から 1 年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成 29 年 9 月からは事務局職員 1 人分の人件費を補助しているところである。さらには、令和 4 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

一関市巖美市民センター及び一関自然休養村管理センターの指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

一関市巖美市民センター山谷分館及び一関市巖美市民センター達古袋分館の指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和 6 年度までの 3 年間とする。

議案第 134 号

一関市巖美市民センター山谷分館及び一関市巖美市民センター達古袋分館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市巖美市民センター山谷分館
一関市巖美市民センター達古袋分館

2 指定管理者となる団体

一関市巖美町字沖野々 116 番地 6
巖し美しの里協議会
会長 小 岩 次 男

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 135 号

一関市曾慶市民センター等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市曾慶市民センター
大東曾慶地区センター
一関市曾慶市民センター曾慶体育館

2 指定管理者となる団体

一関市大東町曾慶字神蔭 32 番地 1
結いネット そげい
会長 足 利 徳 夫

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市曾慶市民センター	一関市大東町曾慶字神蔭 32 番地 1	敷地面積 6,400.38 m ²
大東曾慶地区センター		延べ面積 697.07 m ²
一関市曾慶市民センター曾慶体育館	一関市大東町曾慶字神蔭 41 番地	敷地面積 14,291.11 m ² 延べ面積 685.57 m ²

備考 一関市曾慶市民センターと大東曾慶地区センターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市曾慶市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
大東曾慶地区センター	健全な地域社会をつくることを目的とした研修及び集会の場とするため。
一関市曾慶市民センター曾慶体育館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

結いネット そげい

(2) 代表者名

会長 足 利 徳 夫

(3) 事務所の所在地

一関市大東町曾慶字神蔭 32 番地 1

(4) 設立年月日

平成 26 年 7 月 24 日

(5) 設立目的

「ゆいっこ」の心で支え合いふれ合う地域をつくるため、さまざまな課題についてみんなで話し合い、解決に向けた取組を進め、「住んでよかった、これからも住み続けたいふるさと私たちの曾慶」の実現を目指すことを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域課題の把握や情報の発信に関すること。

イ 地域課題の解決に向けての協議及び事業の実施に関すること。

ウ 「地域づくり計画」の策定及びそれに基づく事業の実施に関すること。

エ その他目的達成のための事業に関すること。

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

4,051,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

371 世帯、20 団体

構成団体等

曾慶第 1 区自治会、曾慶 2 区自治会、前の沢自治会、曾慶第 4 区自治会、曾慶第 5 区自治会、曾

慶第6区自治会、曾慶第七区部落会、曾慶第13区自治会、渋民1区行政区、渋民2区行政区、渋民3区行政区、渋民4区行政区、渋民5区行政区、渋民6区行政区、渋民7区行政区、渋民13区行政区、曾慶体育協会、曾慶地区福祉活動推進協議会、交通安全協会曾慶分会、大東町民生児童委員協議会渋民地区（曾慶）

(9) 役員

会長1人、副会長3人、監事2人

(10) 団体の財務状況

令和2年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
補助金	3,376,012	一関市地域協働体活動費補助金
会費	69,200	
繰越金	466,052	前年度繰越金
雑収入	59,686	預金利子、特産品開発チーム事業収入
計	3,970,950	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	2,296,012	給料等
会議費	25,142	お茶代
事務費	143,337	事務用消耗品、印刷代、保険等
事業費	758,089	各チーム事業費
旅費	16,169	会議等交通費
備品費	106,000	事業に係る備品購入
予備費	20,000	いちのせきメモリアル花火協力金
計	3,364,749	

収入支出差引額 606,201円

3 選定理由

一関市曾慶市民センター、大東曾慶地区センター及び一関市曾慶市民センター曾慶体育館については、次の理由により、結いネット そげいを指定管理候補者に選定した。

当該団体は、「ゆいっこ」の心で支え合いふれ合う地域をつくるため、さまざまな課題についてみんなで話し合い、解決に向けた取組を進め、「住んでよかった、これからも住み続けたいふるさと私たちの曾慶」の実現を目指すことを目的に設立された曾慶地区の地域協働体である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成28年6月から1年間、地域協働推進員

を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成 29 年 6 月からは事務局職員 1 人分の人件費を補助しているところである。さらには、令和 4 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 136 号

一関市一関市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市一関市民センター

2 指定管理者となる団体

一関市大町 4 番 29 号

一関地区まちづくり推進協議会

会長 齋 藤 祥 三

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市一関市民センター

イ 所在地

一関市大町 4 番 29 号

ウ 施設規模等

延べ面積 2,373.13 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

一関地区まちづくり推進協議会

(2) 代表者名

会長 齋藤祥三

(3) 事務所の所在地

一関市大町 4 番 29 号

(4) 設立年月日

平成 27 年 9 月 28 日

(5) 設立目的

地域住民が協力して、行政や各種団体と連携を図りながら、地域課題の解決に努め、もって明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域住民の自主的かつ主体的な参画による、まちづくり計画の策定と推進に関すること。

イ 地域における保健・福祉・環境衛生の改善向上に関すること。

ウ 教育・文化の向上と、生涯学習・スポーツの振興に関すること。

エ 防犯・防災・交通安全活動による、安全で安心なまちづくりに関すること。

オ 行政機関及び地区内の各種団体との連携・調整に関すること。

カ その他本会の目的達成に、必要と認められること。

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

24,824,437 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

5,678 世帯、29 行政区、7 団体

構成団体等

一関 1 区、一関 2 区、一関 3 区、一関 4 区、一関 5 区、一関 6 区、一関 7 区、一関 8 区、一関 9 区、銀座区、大町区、一関 12 区、一関 13 区、一関 14 区、一関 15 区、一関 16 東区、一関 16 中区、一関 16 西区、一関 17 区、一関 18 区、一関 19 区、一関 20 区、高崎区、釣親区、台東区、三関 1 区、三関 2 区、三関 3 区、三関 4 区、一関地区民生児童委員協議会、一関地区保健推進委員協議会、一関地区区長会、一関市社会福祉協議会、一関地区福祉活動推進協議会、一関・三関地区防犯協議会、新鮮館まちづくり株式会社

(9) 役員

会長 1 人、副会長 3 人、理事 16 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

令和 2 年度決算

貸借対照表（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金	39,707	未払金	233,638
普通預金	3,919,966	未払法人税等	381,200
定期預金	3,358,914	未払消費税等	456,900
売掛金	46,583	前受金	96,280
立替金	39,983	預り金	131,399
		負債合計	1,299,417
		正 味 財 産 の 部	
		前期繰越正味財産	4,212,137
		当期正味財産増減額	834,685
		積立金	1,058,914
		正味財産合計	6,105,736
資産合計	7,405,153	負債及び正味財産合計	7,405,153

3 選定理由

一関市一関市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、一関地区まちづくり推進協議会を選定した。

当該団体は、地域住民が協力して、行政や各種団体と連携を図りながら、地域課題の解決に努め、もって明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的に設立された団体で、一関地区の地域協働体である。

指定管理者制度を導入した平成 29 年度から当該施設の管理を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 137 号

一関市関が丘市民センター及び関が丘コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市関が丘市民センター

関が丘コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

一関市関が丘 16 番地 1

関が丘まちづくり協議会

会長 阿 部 孝 雄

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市関が丘市民センター	一関市関が丘 16 番地 1	敷地面積 1,591.50 m ²
関が丘コミュニティセンター		延べ面積 670.15 m ²

備考 一関市関が丘市民センターと関が丘コミュニティセンターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市関が丘市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
関が丘コミュニティセンター	近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

関が丘まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 阿部 孝雄

(3) 事務所の所在地

一関市関が丘 16 番地 1

(4) 設立年月日

平成 28 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

関が丘地区の未来（将来）を見据え、民区・団体を越えて横断的な共通の地域課題に取り組み、行政や各種団体と協力して、住み良い地域社会の構築を目指すことを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域住民の参画による、まちづくり計画の策定と推進に関すること。

イ 地域の保健・福祉・環境衛生の改善向上に関すること。

ウ 防犯・防災・交通安全の推進に関すること。

エ 教育・文化の向上と生涯学習・スポーツ振興に関すること。

オ 行政機関及び各種団体との連携調整に関すること。

カ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

13,808,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

958 世帯、6 行政区、6 団体

構成団体等

関が丘 1 民区、関が丘 2 民区、関が丘 3 民区、関が丘 4 民区、関が丘 5 民区、関が丘 6 民区、南小学校関が丘地区 P T A、一関小学校関が丘地区 P T A、一関中学校関が丘地区 P T A、一関地区交通安全協会関が丘分会、一関地域防犯協会関が丘・20 区支部、関が丘体育協会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、理事 8 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和2年度決算

貸借対照表（令和3年3月31日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金	59,866	未払金	159,468
小口現金	5,000	未払費用	371,539
普通預金	1,821,191	預り金	124,124
固定資産		仮受金	22,890
ソフトウェア	114,660	負債合計	678,021
		純 資 産 の 部	
		利益剰余金	1,322,696
		純資産合計	1,322,696
資産合計	2,000,717	負債及び純資産合計	2,000,717

3 選定理由

一関市関が丘市民センター及び関が丘コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、関が丘まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、関が丘地区の未来（将来）を見据え、民区・団体を越えて横断的な共通の地域課題に取り組み、行政や各種団体と協力して、住み良い地域社会の構築を目指すことを目的として設立された団体で、関が丘地区の地域協働体である。

指定管理者制度を導入した平成29年度から当該施設の管理を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 138 号

一関市山目市民センター等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市山目市民センター
一関市山目市民センター赤荻分館
一関学習交流館
一関市山目市民センター笹谷分館

2 指定管理者となる団体

一関市青葉二丁目 4 番 5 号
山目地区まちづくり協議会
会長 千 葉 昭 彦

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市山目市民センター	一関市青葉二丁目 4 番 5 号	敷地面積 3,766.32 m ² 延べ面積 1,582.16 m ²
一関市山目市民センター赤荻分館	一関市赤荻字桜町 240 番地	敷地面積 3,781.00 m ²
一関学習交流館		延べ面積 812.05 m ²
一関市山目市民センター笹谷分館	一関市赤荻字笹谷 28 番地 1	敷地面積 5,471.00 m ² 延べ面積 317.98 m ²

備考 一関市山目市民センター赤荻分館と一関学習交流館は、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市山目市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
一関市山目市民センター赤荻分館	
一関学習交流館	世代間の交流を促進し、市民の多様な生涯学習活動に資するため。
一関市山目市民センター笹谷分館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

山目地区まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 千葉 昭彦

(3) 事務所の所在地

一関市青葉二丁目 4 番 5 号

(4) 設立年月日

平成 27 年 2 月 26 日

(5) 設立目的

住民が協力して、明るく豊かな地域づくりを推進するとともに、行政も含めた多様な団体等との協働によるまちづくりを広く展開し地区の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア まちづくり計画の立案、策定及びその推進に関すること。
- イ 地区の振興並びに発展に関すること。
- ウ 保健・福祉の向上に関すること。
- エ 生活環境の整備に関すること。
- オ 防犯・防災・交通安全の推進に関すること。
- カ 文化・芸術の振興と生涯学習の推進に関すること。
- キ スポーツの振興に関すること。
- ク 行政機関・各種上部団体との連絡調整に関すること。
- ケ その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(7) 団体の会計予算（令和3年4月1日現在）

37,203,810円

(8) 団体に属する世帯数（令和3年4月1日現在）

6,791世帯、32行政区、18団体

構成団体等

宮下区、宮前区、中央区、竹山区、五代区、銅谷区、前田区、三反田1区、三反田2区、境区、中野区、青葉1区、青葉2区、幸区、山目6区、才天区、十二神区、末広1区、末広2区、山目7-北区、山目7-南区、山目8区、共林区、中通区、中条区、宿区、山目10区、山目11区、山目12区、山目13区、山手区、沢内区、山目地区区長会、一関地域防犯協会山目支部、一関交通安全協会山目支会、赤荻地区防犯交通安全協議会、山目地区福祉活動推進協議会、山目地区民生児童委員協議会、山目体育協会、赤荻体育協会、山目地区老人クラブ、中央町商店会、青葉町商工振興会、信金本店大通り振興会、山目小学校PTA、赤荻小学校PTA、磐井中学校PTA、一関市消防団一関第2分団、農政推進員、保健推進委員

(9) 役員

会長1人、副会長2人、理事17人、監事2人

(10) 団体の財務状況

令和2年度決算

貸借対照表（令和3年3月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金	130,698	預り金	302,432
小口現金	27,447	未払い金	1,389,475
普通預金	3,781,380	負債合計	1,691,907
		正味財産の部	
		繰越利益	2,247,618
		正味財産合計	2,247,618
資産合計	3,939,525	負債及び正味財産合計	3,939,525

3 選定理由

一関市山目市民センター、一関市山目市民センター赤荻分館、一関学習交流館及び一関市山目市民センター笹谷分館の指定管理候補者として、次の理由により、山目まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、山目地区の住民が協力して、明るく豊かな地域づくりを推進するとともに、行政も含めた多様な団体等との協働によるまちづくりを広く展開し、地区の発展に寄与することを目的として設立された団体で、山目地区の地域協働体である。

指定管理者制度を導入した平成29年度から当該施設の管理を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 139 号

一関市中里市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市中里市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市山目町二丁目 1 番 19 号
中里まちづくり協議会
会長 辻 山 慶 治

- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市中里市民センター

イ 所在地

一関市山目町二丁目 1 番 19 号

ウ 施設規模等

敷地面積 2,876.38 m²

延べ面積 960.17 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

中里まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 辻 山 慶 治

(3) 事務所の所在地

一関市山目町二丁目 1 番 19 号

(4) 設立年月日

平成 27 年 2 月 22 日

(5) 設立目的

中里地域住民を主体とする自立と協働により、地域内の課題解決と住み良い地域社会の構築を目指し、住民の参画と行政との情報の共有を図りながら、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域住民等の参加によるまちづくり計画等の策定並びにその実現に関すること。

イ 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。

ウ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。

エ 住民の参画と情報の共有並びに協働の推進等に関すること。

オ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

29,842,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

1,630 世帯、13 行政区、18 団体

構成団体等

中里 1 区、中里 2 区、中里 3 区、中里 4 区、中里 5 区、中里 6 区、中里 7 区、中里 10 区、中里 11 区、中里 12 区、中里里が丘区、中里蘭梅区、中里太平区、中里地区民生児童委員協議会、中里地区福祉活動推進協議会、中里地区保健推進委員、中里小学校 P T A、磐井中学校 P T A、一関地域防犯協会中里支部、一関地区交通安全協会中里分会、中里地区婦人会、中里地区老人クラブ、中里体育協会、一関市消防団一関第 2 分団、一関地域婦人消防協力隊第 3 分隊、中里農家組合協議会、

中里鶏舞踊り隊、J Aいわて平泉女性部中里支部、山目町街路灯管理委員会、J Aいわて平泉青年部中里支部、こばとクラブ

(9) 役員

会長 1 人、副会長 3 人、理事 6 人、事務局長 1 人、会計 3 人、監事 2 人、相談役 1 人

(10) 団体の財務状況

令和 2 年度決算

貸借対照表（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産			
現金及び預金	5,104,986		
		負債合計	0
		純 資 産 の 部	
		利益剰余金	
		繰越利益剰余金	5,104,986
		純資産合計	5,104,986
資産合計	5,104,986	負債及び純資産合計	5,104,986

3 選定理由

一関市中里市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、中里まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、中里地域住民を主体とする自立と協働により、地域内の課題解決と住み良い地域社会の構築を目指し、住民の参画と行政との情報の共有を図りながら、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的に設立された団体で、中里地区の地域協働体である。

指定管理者制度を導入した平成 29 年度から当該施設の管理を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 140 号

一関市滝沢市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市滝沢市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市滝沢字寺下 52 番地 2
滝沢地域振興協議会
会長 菅 原 勝

- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市滝沢市民センター

イ 所在地

一関市滝沢字寺下 52 番地 2

ウ 施設規模等

敷地面積 3,986.55 m²

延べ面積 369.71 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

滝沢地域振興協議会

(2) 代表者名

会長 菅 原 勝

(3) 事務所の所在地

一関市滝沢字寺下 52 番地 2

(4) 設立年月日

平成 26 年 6 月 14 日

(5) 設立目的

滝沢地区の課題に対処し、明るく住みよい地域づくりに寄与するとともに行政を含む諸団体等との協働を推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域振興や文化の向上に関する事業

イ 地域住民の健康な生活と福祉向上に関する事業

ウ 安全で安心な地域をつくるための事業

エ 地域住民の親睦と融和を図るための事業

オ その他目的達成に必要な事業

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

22,730,806 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

1,056 世帯、6 行政区、13 団体

構成団体等

真滝 7 区、真滝 8 区、真滝 9 区、真滝 10 区、真滝 11 区、真滝水口区、滝沢地区体育協会、滝沢地区交通安全・防犯協議会、真滝児童クラブ、滝沢小学校 P T A、一関東中学校 P T A、真滝地区老人クラブ滝沢班、滝沢地区民生委員・児童委員、真滝地区保健推進委員、J A いわて平泉青年部真滝支部、J A いわて平泉女性部真滝支部、滝沢地区農家組合、一関市消防団一関第 3 分団第 2 部、滝沢福祉推進活動協議会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、議員 10 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

令和 2 年度決算

貸借対照表（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,037,318	流動負債	1,547,386
現金及び預金	3,037,268	未払金	95,099
立替金	50	未払費用	157,998
固定資産	720,229	従業員預り金	84,189
（有形固定資産）	（720,229）	未払法人税	612,200
建物	344,979	未払消費税	597,900
工具・器具	375,250	他会計勘定	2,210,161
		負債合計	3,757,547
		正 味 財 産 の 部	
		利益剰余金	0
		正味財産合計	0
資産合計	3,757,547	負債及び正味財産合計	3,757,547

3 選定理由

一関市滝沢市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、滝沢地域振興協議会を選定した。

当該団体は、滝沢地区の課題に対処し、明るく住みよい地域づくりに寄与するとともに行政を含む諸団体等との協働を推進することを目的に設立された団体で、滝沢地区の地域協働体である。

指定管理者制度を導入した平成 29 年度から当該施設の管理を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 141 号

一関市真柴市民センター及び真柴コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市真柴市民センター
真柴コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

一関市真柴字川戸 3 番地 1
真柴まちづくり協議会
会長 大 倉 秀 章

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市真柴市民センター	一関市真柴字川戸 3 番地 1	敷地面積 3,644.01 m ²
真柴コミュニティセンター		延べ面積 526.68 m ²

備考 一関市真柴市民センターと真柴コミュニティセンターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市真柴市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
真柴コミュニティセンター	近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

真柴まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 大倉 秀章

(3) 事務所の所在地

一関市真柴字川戸 3 番地 1

(4) 設立年月日

平成 27 年 6 月 14 日

(5) 設立目的

地域住民相互の連帯と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ、地域住民と各種団体との密接な連帯のもとに地域課題の解決に努め、明るい住み良い、地域づくりの実現に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア 地域住民等の参画による地域づくりの推進に関すること。
- イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。
- ウ 教育、文化活動の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。
- エ 安全、安心な地域づくりに関すること。
- オ 地域内の各種団体等との連絡調整に関すること。
- カ 地域内組織構成員の参画と情報の共有並びに協議の推進等に関すること。
- キ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

21,998,490 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

2,129 世帯、4 行政区、28 団体

構成団体等

真滝 12 区、真滝 13 区、真滝 14 区、真滝 15 区、東中田自治会、真柴地区交通安全防犯協議会、東中田地区交通安全防犯協議会、真柴地区福祉活動推進協議会、真柴地区交通安全母の会、東中田交通安全母の会、民生委員・児童委員、保健推進委員、南小学校真滝 12 区 P T A、滝沢小学校真

滝 12 区 P T A、南小学校真滝 13 区 P T A、南小学校真滝 14 区 P T A、南小学校真滝 15 区 P T A、南小学校東中田区 P T A、一関中学校真滝 12 区 P T A、一関東中学校真滝 12 区 P T A、一関中学校真滝 13 区 P T A、一関中学校真滝 14 区 P T A、一関中学校真滝 15 区 P T A、一関中学校東中田区 P T A、真滝 12 区農家組合、真滝 13 区農家組合、真滝 14 区農家組合、真滝 15 区農家組合、真柴福寿会（真滝 13 区・真滝 14 区老人クラブ）、さつき会（真滝 15 区老人クラブ）、東中田区喜楽会（東中田区老人クラブ）、真柴地区体育協会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 4 人、理事 15 人、監事 5 人、事務局 5 人

(10) 団体の財務状況

令和 2 年度決算

貸借対照表（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	3,305,843	未払金	1,007,305
貯蔵品	336	預り金	42,145
未収入金	34,873	未払法人税等	429,000
		未払消費税等	659,800
		他会計勘定	1,202,802
		負債合計	3,341,052
		純 資 産 の 部	
		利益剰余金	0
		純資産合計	0
資産合計	3,341,052	負債及び純資産合計	3,341,052

3 選定理由

一関市真柴市民センター及び真柴コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、真柴まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、地域住民相互の連帯と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ、地域住民と各種団体との密接な連帯のもとに地域課題の解決に努め、明るい住み良い、地域づくりの実現に寄与することを目的に設立された団体で、真柴地区の地域協働体である。

指定管理者制度を導入した平成 29 年度から当該施設の管理を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 142 号

一関市萩荘市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市萩荘市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市萩荘字打ノ目 124 番地
萩荘地区まちづくり協議会
会長 中 野 信 雄

- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等	
一関市萩荘市民センター	一関市萩荘字打ノ目 124 番地	敷地面積	3,312.71 m ²
		延べ面積	702.90 m ²
一関市萩荘市民センター市野々分館	一関市萩荘字上本郷 305 番地	敷地面積	7,223.00 m ²
	1	延べ面積	1,281.28 m ²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

萩荘地区まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 中野 信雄

(3) 事務所の所在地

一関市萩荘字打ノ目 124 番地

(4) 設立年月日

平成 26 年 7 月 11 日

(5) 設立目的

地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との密接な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア 地域住民等の参画によるまちづくりの推進に関すること。
- イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。
- ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。
- エ 安心・安全な地域づくりに関すること。
- オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- カ 地区内組織構成員の参画と情報の共有並びに協働の推進等に関すること。
- キ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

30,251,165 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

3,033 世帯、14 行政区、26 団体

構成団体等

萩荘第 1 民区、脇田郷区、川崎区、萩荘駒下民区、高梨民区、萩荘 2 民区、萩荘 3 民区、萩荘 4 民区、萩荘 5 民区、萩荘 6 民区、萩荘 7 民区、萩荘 9 民区、萩荘 10 民区、萩荘 11 民区、萩荘地区農政推進員協議会、萩荘地区福祉活動推進協議会、萩荘地区民生児童委員協議会、萩荘地区保健推進委員、萩荘体育協会、萩荘文化協会、萩荘文化財研究会、萩荘地区老人クラブ、交通安全協会萩荘分会、一関地域防犯協会萩荘支部、J A いわて平泉女性部萩荘支部、一関市消防団一関第 5 分団、

婦人消防協力隊、萩荘幼稚園PTA、萩荘小学校PTA、萩荘中学校PTA、修紅短期大学附属認定こども園PTA、萩荘商工振興会、萩荘地区を考える会、萩荘市民センター市野々分館、ハギ☆プロ、特別養護老人ホーム福光園、介護施設ラポールテトラ、ブナの木園、長寿大学運営委員会、木謡会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 15 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

令和 2 年度決算

貸借対照表（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
普通預金	6,496,578	未払金	875,399
未収入金	56,218	未払費用	93,026
		預り金	138,406
		ひとまち積立金	814,874
		自主財源積立金	281,667
		負債合計	2,203,372
		純 資 産 の 部	
		株主資本	
		利益剰余金	4,349,424
		純資産合計	4,349,424
資産合計	6,552,796	負債及び純資産合計	6,552,796

3 選定理由

一関市萩荘市民センター及び一関市萩荘市民センター市野々分館の指定管理候補者として、次の理由により、萩荘地区まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との密接な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的に設立された団体で、萩荘地区の地域協働体である。

指定管理者制度を導入した平成 29 年度から当該施設の管理を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

一関市萩荘市民センターの指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

一関市萩荘市民センター市野々分館の指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和6年度までの3年間とする。

議案第 143 号

一関市萩荘市民センター市野々分館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市萩荘市民センター市野々分館

- 2 指定管理者となる団体
一関市萩荘字打ノ目 124 番地
萩荘地区まちづくり協議会
会長 中 野 信 雄

- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 144 号

一関市小梨市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市小梨市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町小梨字堂ヶ崎 30 番地 5
小梨自治振興協議会
会長 佐 藤 弘 子

- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市小梨市民センター	一関市千厩町小梨字堂ヶ崎 30 番地 5	敷地面積 4,211.70 m ² 延べ面積 1,628.28 m ²
一関市小梨市民センター清田分館	一関市千厩町清田字田畑 1 番地 6	敷地面積 341.74 m ² 延べ面積 151.37 m ²
千厩みなみ交流センター	一関市千厩町小梨字落合 177 番地	敷地面積 1,878.00 m ² 延べ面積 1,047.62 m ²
黄金山キャンプ場	一関市千厩町小梨字新地 366 番地 1	敷地面積 64,400.00 m ²

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市小梨市民センター 一関市小梨市民センター清田分館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
千厩みなみ交流センター	市民の交流等を通じ、生涯学習の普及振興等を図り、活力ある地域社会の発展に寄与するため。
黄金山キャンプ場	市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

小梨自治振興協議会

(2) 代表者名

会長 佐藤 弘子

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町小梨字堂ヶ崎 30 番地 5

(4) 設立年月日

平成 4 年 6 月 20 日

(5) 設立目的

小梨市民センターが管轄する区域（以下「地区」という。）の地域づくりを活動の対象範囲とし、地区内の各種団体等の連携強化を図り、地区住民の総意に基づき、協働して自主的、主体的な地域づくり活動を展開し、地区住民の明るく住みよい地域社会の構築を目指すことを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地区内の地域づくり計画の策定並びにその実践に関すること。

イ 地区の広報宣伝に関すること。

ウ 各種団体等との連携調整に関すること。

エ 市の行政施策に対する支援・協力・要望に関すること。

オ 市民センター（附属施設を含む）の指定管理への対応に関すること。

カ その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

5,361,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和3年4月1日現在）

712世帯、46団体、39個人（役職等）

構成団体等

第6区自治会、南小梨自治会、第9区自治会、第10区自治会、第11区自治会、第12区自治会、第13区自治会、小梨振興会、清田親交会、第6区農家組合、第7区農家組合、第8区農家組合、第9区農家組合、第10区農家組合、第11区農家組合、第12区農家組合、第13区農家組合、第6区交通安全母の会、小梨体育協会、小梨老人クラブ連合会、小梨地区福祉活動推進協議会、千厩地域防犯協会小梨支部、千厩地域防犯パトロール隊小梨地区隊、東磐井地区交通安全協会小梨分会、南小梨婦人会、小梨子供会育成会、清田地区子供会育成会、千厩中学校PTA（小梨）、千厩中学校PTA（清田）、千厩小学校PTA（小梨）、千厩小学校PTA（清田）、小梨保育園父母の会、千厩遺族会小梨支部、一杯清水を守る会、小梨芸能保存会、小梨俳句会、小梨創作太鼓の会、小梨吟詠会、南小梨地区婦人消防協力隊、黄金山農業協同組合、JAいわて平泉女性部千厩中央支部小梨支部、JAいわて平泉和牛改良組合千厩支部小梨分会、農事組合法人ファーム小梨、農事組合法人こがねファーム、農事組合法人たまごっこ、農事組合法人清田フレンドファーム

個人（役職等）

第6区長、第7区長、第8区長、第9区長、第10区長、第11区長、第12区長、第13区長、生涯学習推進員7人、第6区民生児童委員、第7区民生児童委員、第8区民生児童委員、第9区民生児童委員、第10区民生児童委員、第11区民生児童委員、第12区民生児童委員、第13区民生児童委員、一関市スポーツ推進委員、少年補導員2人、一関市交通指導隊千厩地域隊2人、一関市消防団千厩地域第2分団第4部長、一関市消防団千厩地域第2分団第5部長、一関市消防団千厩地域第3分団第4部長、千厩地域保健推進委員副会長、千厩地域保健推進委員理事3人、食生活改善推進員協議会副支部長2人、食生活改善推進員協議会理事2人

(9) 役員

会長1人、副会長3人、部会長4人、副部会長4人、監事2人

(10) 団体の財務状況

令和2年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
協議会会費	184,800	
補助金	3,614,244	一関市地域協働体活動費補助金
繰越金	292,960	前年度繰越金
雑収入	22,018	貯金利息、PALPAL交流記念誌収入
計	4,114,022	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
管理費	2,640,225	人件費、報償費
事務費	100,995	消耗品費、交際費、負担金、賃借料、雑費
事業費	389,056	各専門部会事業費、小梨地区祭準備費、地域協働事業費
計	3,130,276	

収入支出差引額 983,746円

3 選定理由

一関市小梨市民センター、一関市小梨市民センター清田分館、千厩みなみ交流センター及び黄金山キャンプ場の指定管理候補者として、次の理由により、小梨自治振興協議会を選定した。

当該団体は、地区内の各種団体等の連携強化を図り、地区住民の総意に基づき、協働して自主的、主体的な地域づくり活動を展開し、地区住民の明るく住みよい地域社会の構築を目指すことを目的に設立された団体で、小梨地区の地域協働体である。

指定管理者制度を導入した平成 29 年度から当該施設の管理を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

一関市小梨市民センター及び一関市小梨市民センター清田分館については、平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとしていること、また、千厩みなみ交流センター及び黄金山キャンプ場については、地域住民による地域活性化につながる事業が展開されており、今後も市民センターと一体的な管理運営を行うことにより、市民主体の地域づくり活動の促進が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

一関市小梨市民センターの指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていること、黄金山キャンプ場の指定期間については、当該施設の管理運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

一関市小梨市民センター清田分館及び千厩みなみ交流センターの指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和 6 年度までの 3 年間とする。

議案第 145 号

一関市小梨市民センター清田分館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市小梨市民センター清田分館

- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町小梨字堂ヶ崎 30 番地 5
小梨自治振興協議会
会長 佐 藤 弘 子

- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 146 号

千厩みなみ交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩みなみ交流センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町小梨字堂ヶ崎 30 番地 5
小梨自治振興協議会
会長 佐 藤 弘 子

- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 147 号

黄金山キャンプ場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
黄金山キャンプ場

- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町小梨字堂ヶ崎 30 番地 5
小梨自治振興協議会
会長 佐 藤 弘 子

- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 148 号

一関市室根市民センター等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市室根市民センター
室根ふるさとセンター
一関市室根市民センター津谷川体育館
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字大里 201 番地 1
室根まちづくり協議会
会長 三 浦 幹 夫
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市室根市民センター	一関市室根町折壁字大里 201 番地 1	敷地面積 6,594.55 m ²
室根ふるさとセンター		延べ面積 779.89 m ²
一関市室根市民センター津谷川 体育館	一関市室根町津谷川字上川原 19 番地 1	敷地面積 9,847.46 m ² 延べ面積 2,893.44 m ²

備考 一関市室根市民センターと室根ふるさとセンターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市室根市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
一関市室根ふるさとセンター	住民生活の総合的向上と地域連帯感の増進を図るため。
一関市室根市民センター津谷川 体育館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

室根まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 三 浦 幹 夫

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字大里 201 番地 1

(4) 設立年月日

平成 24 年 4 月 24 日

(5) 設立目的

住民の意思と責任で持続的な地域づくりを進め、明るく住み良い地域づくりに寄与するとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「集い語らい力を合わせてみんなで創ろう豊かな室根」の実現を目的とする。

(6) 事業概要

- ア 地域住民等の参加によるまちづくり計画等の策定並びその実現に関する事。
- イ 地域のまちづくり意識をたかめるための広報、イベント活動等に関する事。
- ウ 地域内まちづくり組織、その他各種団体等のまちづくり活動との連絡調整に関する事。
- エ 協働のための人づくり、環境づくり、組織づくりに関する事。
- オ その他、目的を達成するために必要な事業に関する事。

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

32,159,119 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

1,781 世帯、38 団体

構成団体等

浜横沢地区自治会振興会、折壁地区自治会振興会、矢越地区自治会振興会、津谷川地区自治会振

興会、室根地区防犯協会、室根町婦人協議会、一関商工会議所室根地域運営協議会、J Aいわて平泉室根営農経済センター、室根芸術文化協会、室根地域スポーツ振興連絡会、青年ふれあい塾、一関市室根赤十字奉仕団、一関市観光協会室根、公益社団法人一関地区法人会室根支部、一関市室根友好交流推進協議会、室根ライオンズクラブ、室根地域校長会、室根地域PTA連合会、いちのせきハラミ焼なじょったべ隊、一関商工会議所女性会室根支部、J Aいわて平泉女性部室根中央支部、室根地域公衆衛生組合連合会、一関市社会福祉協議会室根支部、一関市消防団室根地域本部、一関市老人クラブ連合会室根支部、室根町民生児童委員協議会、室根地域交通安全対策協議会、一関商工会議所青年部室根支部、室根神社氏子総代会、室根総合開発株式会社、室根・根室交流の会、室根・吉川交流協会、桜室連、室根産地直売協同組合、室根町史談会、むろね南流太鼓、室根神社祭「マツリバ行事」襲先陣保存会、一般社団法人ほまれの会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 10 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

令和 2 年度決算

貸借対照表（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,756,058	流動負債	
現金及び預金		未払金	72,000
		未払消費税等	617,700
		負債合計	689,700
		正 味 財 産 の 部	
		株主資本	
	利益剰余金	1,066,358	
	正味財産合計	1,066,358	
資産合計	1,756,058	負債及び正味財産合計	1,756,058

3 選定理由

一関市室根市民センター、室根ふるさとセンター及び一関市室根市民センター津谷川体育館の指定管理候補者として、次の理由により、室根まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、住民の意思と責任で持続的な地域づくりを進め、明るく住み良い地域づくりに寄与するとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「集い語り力を合わせてみんなで創ろう豊かな室根」の実現を目的に設立された団体で、室根地域の地域協働体である。

指定管理者制度を導入した平成 29 年度から当該施設の管理を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 149 号

滝沢児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

滝沢児童クラブ

2 指定管理者となる団体

一関市滝沢字寺下 46 番地

滝沢児童クラブ運営委員会

運営委員長 渡 辺 一 男

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

滝沢児童クラブ

イ 所在地

一関市滝沢字寺下 46 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 1,210.11 m²

延べ面積 244.28 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

滝沢児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 渡 辺 一 男

(3) 事務所の所在地

一関市滝沢字寺下 46 番地

(4) 設立年月日

平成 30 年 9 月 26 日

(5) 設立目的

小学校に在籍する児童で、保護者が共働き等のため、下校後家庭に保護者が不在となる児童あるいは、これに準ずる児童の保護と、健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 滝沢児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

13,933,010 円

(8) 職員数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

7 人

(9) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 3 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和2年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
利用料	3,533,400	
指定管理料	9,738,114	
補助金	1,121,000	新型コロナウイルス感染症対策関連補助金
その他収入	45,016	前年度繰越金等
計	14,437,530	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	10,789,872	給料、賃金等
施設管理費	934,125	光熱水費、委託料等
事業費	508,432	教材費等
一般管理費	2,205,101	旅費、消耗品費等（新型コロナウイルス感染症対策費を含む。）
計	14,437,530	

収入支出差引額 0円

3 選定理由

滝沢児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、滝沢児童クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を目的に設立された団体である。当該施設の設置当初である令和元年度から管理運営を行っており、これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として、季節に応じた行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が運営管理を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 150 号

一関農村女性の家の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関農村女性の家
- 2 指定管理者となる団体
一関市赤荻字鶴巻 149 番地
一関生活研究グループ連絡協議会
会長 大 越 留美子
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関農村女性の家

イ 所在地

一関市赤荻字上袋 199 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 1,263.02 m²

延べ面積 264.00 m²

(2) 設置目的

住民の学習の場として知識と技術の習得により生活改善を図り、健全な地域社会を形成するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

一関生活研究グループ連絡協議会

(2) 代表者名

会長 大越 留美子

(3) 事務所の所在地

一関市赤荻字鶴巻 149 番地

(4) 設立年月日

昭和 46 年 6 月 28 日

(5) 設立目的

よりよい家庭づくりの知識を広め、技術を習得し、堅実に生活の改善を促進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域の良さを広く伝える活動の推進

イ 家庭や地域での学習強化と実践

ウ 地域の食文化の伝承と食育の推進

(7) 団体の会計予算（令和 3 年 4 月 1 日現在）

362,624 円

(8) 会員数（令和 3 年 3 月 31 日現在）

30 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 2 人、会計 2 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和2年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
会費	15,000	会員年会費
事業収入	255,888	イベント出店時売上等
諸収入	112,144	総会等会費、前年度繰越金
計	383,032	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
事業費	221,932	ステップアップ講座開催費等
事務費	32,751	消耗品費、会議開催経費等
計	254,683	

収入支出差引額 128,349 円

3 選定理由

一関農村女性の家の指定管理候補者として、次の理由により、一関生活研究グループ連絡協議会を選定した。

当該団体は、地域内の生活研究グループ相互の連携を密にし、よりよい家庭づくりの知識を広め、技術を習得し、堅実に生活の改善を促進することを目的として設立された団体であり、当該施設を拠点に農産加工実習のほか、地域住民を対象とした食農教育活動なども実施している。指定管理者制度を導入した令和元年度から当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該団体が引き続き管理運営することにより、施設の設置目的に合致し、より利用者の視点に立ったサービス提供が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和6年度までの3年間とする。

議案第 151 号

川崎農村研修センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

川崎農村研修センター

2 指定管理者となる団体

一関市川崎町門崎字神平 73 番地

農事組合法人門崎ファーム

代表理事組合長 藤 江 修

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

川崎農村研修センター

イ 所在地

一関市川崎町門崎字清水沖 31 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 2,970.00 m²

延べ面積 449.65 m²

(2) 設置目的

新しい農村づくりを求める農業者の資質の向上並びに農業の担い手の健全な育成を図り、地域の農業構造の改善及び農業生産の再編成に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

農事組合法人門崎ファーム

(2) 代表者名

代表理事組合長 藤 江 修

(3) 事務所の所在地

一関市川崎町門崎字神平 73 番地

(4) 設立年月日

平成 25 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

農業生産についての協業を図ることにより、その生産性を向上させ共同の利益を増進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 組合員の農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業

イ 農業の経営及びこれと併せ行う林業の経営

ウ イに掲げる農業に関連する事業であって、次に掲げるもの

① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

② 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

③ 農業生産に必要な資材の製造

④ 農作業の受託

エ ウの事業に附帯する事業

オ 農用地利用改善事業、土地改良事業

(7) 出資総額（令和 3 年 4 月 27 日現在）

2,568,500 円

(8) 組合員数（令和 3 年 4 月 27 日現在）

187 人

(9) 役員

代表理事 1 人、理事 9 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和2年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
売上高	21,769,190	水稲、飼料米、作業受託等
営業外収益	41,059,046	作付助成、雑収入等
特別利益	13,085,000	経営基盤強化準備金戻し入れ
計	75,913,236	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
売上原価	56,563,129	材料費、労務費、製造経費等
販売・一般管理	10,495,031	報酬、給与、荷造運賃手数料等
営業外費用	21,300	支払利息、保証料等
特別損失	8,338,799	固定資産圧縮損等
計	75,418,259	

収入支出差引額 494,977 円

3 選定理由

川崎農村研修センターの指定管理候補者として、次の理由により、農事組合法人門崎ファームを指定管理候補者に選定した。

当該団体は、農業者の資質の向上や農業の担い手の健全な育成を図り、門崎地区の農業構造の改善及び農業生産の再編成に資するなど、地域に密着した団体である。指定管理者制度を導入した平成26年度から当該施設の管理運営を行っており、適切な施設運営に努め、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の住民であり、地域に密着した団体が管理運営を行うことで、地域住民の利用がより促進されることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和6年度までの3年間とする。